



長野県新型コロナウイルス感染症対応資金の 取扱期間を延長します(中小企業融資制度)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にある中小企業等の資金繰りを支援するため、3年間の利子補給及び保証料全額免除(要件あり)付きの「長野県新型コロナウイルス感染症対応資金」について、取扱期間を延長します。

1 資金の概要

資金名 「長野県新型コロナウイルス感染症対応資金」

取扱期間 令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までに融資実行されたもの

(延長前: 令和2年12月31日までの保証受付かつ令和3年1月31日までに融資実行されたもの)

貸付条件

項目	要件
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた方
貸付限度額	【設備資金・運転資金の合計】 <u>4,000万円</u>
貸付利率	認定書に記載の売上高等の減少率が15%以上の方: <u>年1.3%</u>
	認定書に記載の売上高等の減少率が5%以上の方: <u>年1.6%</u>
貸付期間	【設備資金・運転資金】10年以内 (据置期間は設備資金、運転資金ともに5年)
利子負担 及び 信用保証料	認定書に記載の売上高等の減少率が15%以上の方は3年間の利子補給及び保証料全額免除
	認定書に記載の売上高等の減少率が5%以上の小規模企業者(※)である個人事業主は3年間の利子補給及び保証料全額免除
	上記以外の方は保証料2分の1免除(利子補給なし)
その他	信用保証付き融資の借換が可能(本資金間での借換は原則不可)

※小規模企業者: 従業員20人以下(商業・サービス業(宿泊・娯楽業除く)5人以下)の事業者

2 申込方法

お取引のある、または最寄りの県内金融機関にご相談ください。

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

産業労働部産業立地・経営支援課金融支援係
(課長)若月 真也(担当)井浦 慶久、宮下 広之
電話: 026-235-7200(直通)
026-232-0111(代表)内線 2962
FAX: 026-235-7496
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp